



(1 / 2)
20221018 評基第017号
2022年12月5日

認 定 証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を JNLA 認定プログラムの試験事業者として認定する。

認 定 識 別: JNLA 000152JP Testing

適合性評価機関の名称: UBE三菱セメント株式会社
研究所 品質調査室 宇部グループ

法人の名称: UBE三菱セメント株式会社

適合性評価機関の所在地: 山口県宇部市大字小串字沖の山 1-6

認 定 範 囲: 2 ページ目以降に記載の 3 区分

認定要求事項: ISO/IEC 17025:2017

認定スキーム文書 (JNLA 認定) に記載した
認定要求事項

認定発効日: 2022年1月26日

認定の有効期限: 2026年1月25日

初回認定発効日: 2006年1月26日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 齋藤和則

- ・ IAJapan(独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター)は、ILAC(国際試験所認定協力機構)及び APAC(アジア太平洋認定協力機構)のMRA(相互承認取決め)に署名している認定機関です。
- ・ 相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準(該当する国際規格)適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びにMRA対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項(方針)を指します。
- ・ この事業者はISO/IEC 17025:2017試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです(2017年4月ISO-ILAC-IAF共同コミュニケ参照)。
- ・ IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。

試験所名 : UBE三菱セメント株式会社 研究所 品質調査室 宇部グループ
 試験所所在地 : 山口県宇部市大字小串字沖の山1-6
 実施する業務 : 試験、結果の報告及びマネジメントシステム運用(全認定範囲)

<認定範囲>

認定発効日：2022年1月26日					
分野 名称	試験する 材料又は 製品	試験の種類 (試験方法の 区分の名称)	構成要素、 パラメータ又は特性	製品試験等に係る日本産業規格の番号、 項目番号及び記号	特記 事項
土木 ・ 建築	建築材料	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	モルタル圧縮強さ	試験方法規格 JIS R 5201 11 (ただし、圧縮強さ試験に限る)	-
				これを引用する規格 JIS R 5210 6.1 JIS R 5211 6.1 JIS R 5212 6.1 JIS R 5213 6.1	-
				試験方法規格 JIS A 6206 附属書A (ただし、活性度指数試験に限る) JIS R 5201 7、8.1、9及び10 JIS R 5203	-
		セメント・ 混和剤 (材) 試験	活性度指数	これを引用する規格 JIS A 6206 7.2、7.3及び7.4 JIS R 5210 6.1及び6.3 JIS R 5211 6.1及び6.3 JIS R 5212 6.1 JIS R 5213 6.1	-
				試験方法規格 JIS R 5202 5、6、7、8、9、10.1、11、12、13.1、14、 15、16.1、17.2 及び18.1 (ただし、8.4は8.4.1、10.1.3 は10.1.3.1に限る) JIS R 5204 (ただし、附属書JE 蛍光X線分析によるセメント中の塩素の定量方法を除く)	-
				これを引用する規格 JIS A 6206 7.5、7.6、7.7及び7.8 JIS R 5210 6.2 JIS R 5211 6.2 JIS R 5212 6.2 JIS R 5213 6.2	-
		石灰・セメント・ ガラス 化学分析試験	化学成分	試験方法規格 JIS R 5202 5、6、7、8、9、10.1、11、12、13.1、14、 15、16.1、17.2 及び18.1 (ただし、8.4は8.4.1、10.1.3 は10.1.3.1に限る) JIS R 5204 (ただし、附属書JE 蛍光X線分析によるセメント中の塩素の定量方法を除く)	-
				これを引用する規格 JIS A 6206 7.5、7.6、7.7及び7.8 JIS R 5210 6.2 JIS R 5211 6.2 JIS R 5212 6.2 JIS R 5213 6.2	-
				試験方法規格 JIS R 5202 5、6、7、8、9、10.1、11、12、13.1、14、 15、16.1、17.2 及び18.1 (ただし、8.4は8.4.1、10.1.3 は10.1.3.1に限る) JIS R 5204 (ただし、附属書JE 蛍光X線分析によるセメント中の塩素の定量方法を除く)	-

備考：認定の区分は、官報及び認定機関のホームページ等で公表された最新版の区分表が適用される。

(以上)